



後期高齢者医療制度 保険料額・軽減・納め方

問合せ 国保ねんきん課
後期高齢者医療係 ☎ 33-4490
各支所健康福祉地域事務所

対象者

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の人で、一定の障がいがある人

※身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一人、または同程度の人
※一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意で、いつでも申請することができます。

平成28・29年度の保険料額

保険料率は2年に1度見直しが行われます。今回、見直しが行われた平成28・29年度の保険料額は、前回の**平成26・27年度の額と変更はありません。**

- ・保険料は被保険者一人一人が納めます。
- ・保険料率は熊本県内で均一です。

均等割額	47,900円
+	
所得割額	[総所得金額等-33万円]×所得割率 9.26%
保険料額（年額）	
※年額57万円が上限です	

保険料の軽減

所得が低い人

【均等割額の軽減】

被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額

により、2割・5割・8.5割・9割の4段階で軽減されます。

【所得割額の軽減】

被保険者の総所得金額等が91万円を超えない人は、5割軽減されます。

被用者保険加入者に扶養されていた人

後期高齢者医療制度に加入する日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人は、**保険料の均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。**これにより、**平成28年度の保険料は4700円**となります。

※協会けんぽ、健保組合、共済組合など

保険料の納め方

特別徴収の人

平成28年4月から**年6回、年金からの差**

普通徴収の人

し引きで納めます。平成28年4・6・8月に納付する保険料額は、平成27年7月に送付した保険料決定通知書に記載しています。また、平成28年2月に差し引かれた金額と同額になります。

平成28年7月から**年9回、納付書または口座振替**で納めます。また、後期高齢者医療保険に加入したばかりの人は、年金からの差引開始まで6カ月から1年ほどかかるため、納付書（4月から全国のコンビニで納付可）または口座振替での納付が必要です。

【特別徴収から口座振替への変更】

納付は原則、特別徴収（年金からの差し引き）ですが、申し出により、口座振替での納付に変更することができます。



医療機関の適正受診のお願い

休日や夜間に救急医療での受診が増え、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療が受けられるよう、医療機関の受診や薬局で薬をもらう際には、下記のことにご留意しましょう。

- 体調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しましょう。
- かかりつけの医師をもち、気になることがあれば、早めに相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすとともに、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える恐れもあります。今受けている治療に不安などがあるときは、医師に相談しましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安く済みます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用の相談をしましょう。
- 複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。お薬手帳を活用するなどして、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝えましょう。